

7 資料編

- ・小金井市児童福祉審議会委員名簿
- ・適正な保護者負担と行政サービスの在り方及び業務運営の簡素効率化のための見直しについて（諮問）写し
- ・小金井市児童福祉審議会開催経過
- ・小金井市児童福祉審議会資料一覧表
- ・ピノキオ幼児園保護者アンケート
- ・小金井市学童保育所の今後のあり方に関する要望書

小金井市児童福祉審議会委員名簿

選任区分		氏名	備考
学識経験者	福祉・教育関係	福元 真由美	
		橋本 洽 祚	会長
		加藤 良 重	平成17年4月まで
子ども関係団体	保育所関係	茂森 ミ エ	
		高橋 雅 栄	副会長
	学童保育所関係	橋本 昭 彦	
	児童育成関係	塚本 フ ミ	
公募委員	市民	遠藤 暁 子	
		小島 栄	
		鈴木 成 夫	
	臨時委員	佐藤 貴 子	平成17年3月まで
		秋山 慎一郎	平成17年4月から



小福子発第257号
平成15年9月1日

小金井市児童福祉審議会
会長 橋本 洽 祚 様

小金井市長 稲葉 孝彦

適正な保護者負担と行政サービスの在り方及び業務運営の
簡素効率化のための見直しについて（諮問）

近年、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化や女性の社会進出が進む一方、子育てに対する家庭での養育力が弱まっており、子育てに関する不安や悩みを抱える家庭の問題が顕在化しているため、地域における子育て支援の必要性が増大しています。

また、少子化が進んでいるにもかかわらず、共働き家庭の増加や長期にわたる景気の低迷等も相まって、保育需要は増大し、加えて、保育ニーズの多様化・高度化が進んでいる状況です。

このような中で、子どもの健やかな成長を促す家庭環境の整備や子どもと家庭を地域全体で支えていく取組みなど、市は、新たな子育て支援施策の展開が求められております。

一方、市の財政は、バブル経済崩壊以後、長期に低迷する景気や恒久減税の実施の影響等により厳しい状況に直面しております。このため、行財政改革を推進し、特に、人件費問題に集中して取り組んだ結果、歳出の構造は改善しつつあるものの依然として経常収支比率は高い状況にあり、引き続き、第2次行財政改革大綱に掲げた課題に組織を挙げて取り組むとともに、新たな行政課題については、必要な財源を確保しつつ、効果的で効率的な財政運営を図る必要が生じています。

つきましては、下記事項について、貴審議会のご見解を示していただきたく諮問します。

記

- 1 保育料の改定について
- 2 保育業務の見直しについて
- 3 学童保育業務の見直しについて
- 4 ピノキオ幼児園業務の見直しについて

小金井市児童福祉審議会開催経過

本会議開催経過

回数	期日	審議事項等
第1回	平成15年9月1日	委嘱状交付、会長・副会長の互選、委員の自己紹介と諮問等
第2回	平成15年10月9日	諮問4項目の論点抽出・意見集約と第2次行財政改革大綱のメリット・デメリット
第3回	平成15年12月1日	ピノキオ幼児園参加取扱い問題（臨時委員）と施設見学会の感想
第4回	平成16年1月29日	審議の進め方、「保育制度改革の流れ」と財政問題
第5回	平成16年2月26日	保育と財政問題（委託の質と行政責任）
第6回	平成16年3月25日	学童保育業務調査（委員報告）とピノキオ幼児園業務調査（委員報告）
第7回	平成16年5月17日	保育園業務について（見える業務・見えない業務）
第8回	平成16年6月25日	保育料について
第9回	平成16年8月5日	保育料について
第10回	平成16年9月2日	保育料の論点の整理
第11回	平成16年10月14日	中間答申の骨子（保育料）案作成
第12回	平成16年11月25日	中間答申の骨子（保育料）案の吟味、保育料改定の根拠並びに用途と支援策の連動
第13回	平成16年12月20日	保育料改定の根拠・是非と用途と支援策の連動について
第14回	平成17年1月27日	保育料改定の意見とその根拠の集約
第15回	平成17年2月24日	審議事項の方向付け、グループ編成、委託と指定管理者制度の解説等
第16回	平成17年3月31日	委託、指定管理者、障害児への取り組み、保育指針、保育や学童の視点
第17回	平成17年4月25日	今後の進め方、ピノキオ幼児園の保護者から見た質、発言の視点、保育園の視点
第18回	平成17年5月23日	保育料の改定についての答申文面の確認、学童保育・保育・ピノキオ幼児園業務の分科会設置等
第19回	平成17年6月28日	任期について、会議（本会議と起草）の今後の進め方、分野別起草委員会経過の報告

第20回	平成17年9月1日	委嘱状の交付、起草委員代表による審議経過と施設視察概況の説明
第21回	平成17年11月8日	施設視察やヒアリングの経過報告と答申素案づくりの準備
第22回	平成17年12月19日	ピノキオ幼稚園、学童保育の業務見直し答申（案）経過説明・審議
第23回	平成18年1月23日	保育業務起草の経過説明・審議、学童保育とピノキオ幼稚園の追加説明
第24回	平成18年2月27日	各業務の見直しについての報告、最終答申案に対する検討、承認

起草委員会開催経過

回数	期日	審議事項等
第1回	平成17年2月18日	適正な保護者負担と行政サービスの在り方の見直しについて…保育料の改定についての答申案についての原案調整
第2回	平成17年3月2日	保育料の改定についての答申案の原案細部調整
第3回	平成17年3月23日	保育料の改定についての答申案の原案細部調整
第4回	平成17年4月6日	保育料の改定についての答申案の原案細部調整
第5回	平成17年5月16日	保育料の改定についての答申案の原案細部調整
第6回	平成17年6月2日	(ピノキオ幼稚園業務) 諮問内容の検討
第7回	平成17年6月10日	(保育業務) 諮問内容の検討
第8回	平成17年6月10日	(学童保育業務) 諮問内容の検討
第9回	平成17年7月5日	(ピノキオ幼稚園業務) 他市施設調査等
第10回	平成17年7月8日	(保育業務) 他市施設調査等
第11回	平成17年7月14日	(学童保育業務) 他市施設調査等
第12回	平成17年8月3日	(ピノキオ幼稚園業務) 視察報告等
第13回	平成17年8月25日	(保育業務) 保育園アンケート調査
第14回	平成17年8月30日	(ピノキオ幼稚園業務) 視察報告等

第15回	平成17年9月20日	(保育業務) 保育園アンケート分析等
第16回	平成17年9月26日	(ピノキオ幼児園業務) ピノキオ幼児園ヒアリング報告等
第17回	平成17年10月18日	(ピノキオ幼児園業務) 答申(案)の検討
第18回	平成17年10月28日	(保育業務) 視察報告等
第19回	平成17年11月15日	(ピノキオ幼児園業務) 答申(案)の検討
第20回	平成17年11月30日	(保育業務) 答申(案)の検討
第21回	平成17年12月1日	(学童保育業務) 答申(案)の検討
第22回	平成17年12月9日	各答申(案)の検討
第23回	平成18年1月13日	各答申(案)の検討
第24回	平成18年1月17日	(学童保育業務) 答申(案)の検討
第25回	平成18年1月20日	(ピノキオ幼児園業務) 答申(案)の検討
第26回	平成18年1月26日	(学童保育業務) 答申(案)の検討
第27回	平成18年2月1日	(学童保育業務) 答申(案)の検討
第28回	平成18年2月3日	(保育業務) 答申(案)の検討
第29回	平成18年2月7日	(ピノキオ幼児園業務) 答申(案)の検討
第30回	平成18年2月10日	各答申(案)の検討
第31回	平成18年2月16日	(保育業務) 答申(案)の検討
第32回	平成18年2月16日	(ピノキオ幼児園業務) 答申(案)の検討
第33回	平成18年2月20日	各答申(案)の検討
第34回	平成18年2月24日	各答申(案)の検討

施設視察経過

期 日	検 討 事 項 等
平成15年11月21日	市内保育園・学童保育・ピノキオ幼児園・保育室見学
平成17年7月13日	小平市障害者センター「あすの子園」（小平市）
平成17年8月3日	高島第三小学校学童クラブ（板橋区）
平成17年8月17日	こども発達センターつくしんぼ（国分寺市）、日野市福祉事業団「日野市立希望の家」（日野市）
平成17年8月23日	上池台学童クラブ（大田区）
平成17年9月14日	東台保育園（三鷹市）
平成17年9月16日	ピノキオ幼児園ヒアリング（保護者と職員）
平成17年10月3日	上布田保育園（調布市）
平成17年10月6日	森野三丁目保育園（町田市）
平成17年10月11日	たきやま保育園（東久留米市）
平成17年10月12日	ポッポのもり保育園（国分寺市）、牟礼保育園（三鷹市）
平成17年10月14日	小金井保育園、くりのみ保育園
平成17年11月1日	社会福祉法人雲柱社本部
平成17年11月7日	NPO法人・ワーカーズコープ東京事業本部

小金井市児童福祉審議会資料一覧表

資料 NO	資 料 名	開催日
1	小金井市児童福祉審議会規程	第 1 回 (平成15年9月1日)
2	小金井市児童福祉審議会委員名簿	
3	小金井市第 2 次行財政改革大綱	
4	平成 1 5 年度保育所案内	
5	小金井市立学童保育所入所のしおり	
6	小金井市立幼児通所訓練施設 ピノキオ幼児園ご案内	
7	保育料に係る状況一覧	
8	平成 1 4 年度保育所事業費調べ(決算)資料	
9	平成 1 4 年度三多摩各市町学童クラブ実施状況(抜粋)	
10	のびゆくこどもプラン 小金井	第 2 回 (平成15年10月9日)
11	小金井市長期総合計画 第 3 次基本構想・前期基本計画	
12	第 2 次小金井市保健福祉計画	
13	保育所運営費の適正な保護者負担及び子育て支援策等の在り方について	
14	平成 1 4 年度歳出目的別決算額	
15	「子ども家庭支援センター設立に向けて」のアンケートデータ集計結果レポート	
16	小金井市子育て支援充実に向けてのアンケート結果報告書	
17	学童保育所運営費が民生費に占める割合の推移	第 3 回 (平成15年12月1日)
18	保育所の所得税額別入所児童数	
19	収入の状況	
20	待機児童数等の推移	
21	平成 1 4 年度 2 6 市児童 1 人当たり保育料比較	
22	平成 1 4 年度 2 6 市児童 1 人当たり保育所運営費比較	
23	私たちが求める学童保育の設置・運営基準	第 4 回 (平成16年1月29日)
24	保育所の問題点等について	
25	保育園職員の年齢等・今後 1 0 年間の保育園職員の定年退職者数	
26	職員の平均年齢(総職員・東京都 2 6 市)	
27	施設別保育園職員数	

小金井市児童福祉審議会資料一覧表

資料 NO	資 料 名	開催日
28	保育所運営経費の負担区分調べ（平成14年度実績）	第4回 （平成16年1月29日）
29	保育所徴収金基準額表	
30	特別保育事業の実施状況比較	
31	市立保育所での子育て相談事業 保育所での地域活動事業の実施状況	
32	平成15年4月1日現在保育所職員数及び入所状況	
33	子どもと家庭をめぐる状況	
34	子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する計画の体系について	第6回 （平成16年3月25日）
35	「保護者から見た小金井市学童保育施策の効果」資料集	
36	保護者アンケート・【自由記述編】	
37	とびたて！みどりのこ	
38	小金井市立ピノキオ幼稚園・保護者へのアンケート	
39	武蔵野市公立保育園のあり方を考える委員会最終報告	第7回 （平成16年5月17日）
40	待機児童数等の推移（資料20の新年度版）	第8回 （平成16年6月25日）
41	平成15年度三多摩各市町学童クラブ実施状況・抜粋（資料9の新年度版）	
42	小金井市児童福祉審議会委員名簿	
43	小金井市の財政白書	
44	小金井市第2次行財政改革大綱付属資料 小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方	
45	保育費用の状況調べ（平成14年度実績）	
46	国徴収基準に対する各市保育料の割合（平成14年度実績）	
47	平成16年度保育所事業費調べ（予算）資料	第9回 （平成16年8月5日）
48	平成15年度保育所運営費（負担金）実績	
49	平成16年度廃止された負担金等の影響額と所得譲与税額について	第10回 （平成16年9月2日）
50	平成15年度保育所事業費決算内訳調査	
51	保育所に係る収入・支出の予算科目	
52	保育料一覧表（平成16年度・26市）	第11回 （平成16年10月14日）
53	保育料訴訟一判決全文（全文より抜粋）	
54	保育園申請と待機児に関する調べ（4月1日）	

小金井市児童福祉審議会資料一覧表

資料 NO	資 料 名	開催日
55	「保育料」の法的性格について	第12回 (平成16年11月25日)
56	歳入決算額・歳出目的別決算額(平成11～15年度)	第14回 (平成17年1月27日)
57	保育所保育指針について	第16回 (平成17年3月31日)
58	保育園の民間委託に関するアンケート調査結果	
59	学童保育所の民間委託に関するアンケート調査結果	
60	小金井市の学童保育	
61	学童保育指導員の業務	
62	ピノキオ幼稚園在園父母アンケート	
63	適正な保護者負担と行政サービスの在り方の見直しについて …… 保育料の改定についての答申 ……	第18回 (平成17年5月23日)
63改	適正な保護者負担と行政サービスの在り方の見直しについて …… 保育料の改定についての答申 ……	第19回 (平成17年6月28日)
64	児童館の業務運営の簡素効率化について(答申)	
65	学童保育グループ 板橋区視察結果報告	第20回 (平成17年9月1日)
	学童保育グループ 大田区視察結果報告	
66	小平市障害者センター「あすの子園」訪問報告	
	国分寺市立「こども発達センターつくしんぼ」訪問報告	
	日野市福祉事業団「日野市希望の家」訪問報告	
67	のびゆくこどもプラン 小金井(小金井市次世代育成支援行動計画)	
68	民営化に対する五園連としての見解	第22回 (平成17年12月19日)
69	我が子のピノキオ幼稚園時代を振り返って	
70	公立保育園に関するアンケート集計結果	第23回 (平成18年1月23日)
71	小金井市学童保育所保護者アンケート報告書(2005.7)	
72	適正な保護者負担と行政サービスの在り方及び業務運営の簡素効率化のための見直しについて(案)	第24回 (平成18年2月27日)

※ 第5回(平成16年2月26日)、第13回(平成16年12月20日)、第15回(平成17年2月24日)、第17回(平成17年4月25日)は資料なし。

ピノキオ幼稚園保護者アンケート

ピノキオ幼稚園在園父母アンケート：資料・62より抜粋

Q ① ピノキオに入園する前、相談するところがありましたか？

- A ・あつた 11
(小児科 6、多摩療育園 3、保健センター 6、ダウン症親の会 2、
学芸大 1、児童館 1、ポーターシ協会 1)
- ・あつたが不十分 1
・あつたが対応に不満 2
・なし 1

Q ② ピノキオ幼稚園のことは何処で知りましたか？

- A ・病院小児科 3 ・障害児を持つ親 4
・市役所 3 ・児童館 1
・保健センター 4 ・知り合い 1

Q ③ ピノキオ幼稚園に入園してのご感想をお聞かせください

- A ・満足している 12 (全員)

Q ④ ピノキオに望むことは？(施設・訓練・スタッフ・登園日数などについて)

- A ・ない(満足している) 2
- ・施設面の充実 6 (部屋の増設 5、駐車場の確保 1、衛生面の配慮 1)
- ・スタッフの充実 5 (職員の増員 4、職員の質を現状のまま保ってほしい 1)
- ・療育面の充実 11 (登園日を増やしてほしい、訓練を増やしてほしい 3、延長保育をしてほしい 2、見学日を増やしてほしい 1、交流日を増やしてほしい 1)
- ・その他 2 (0歳からの入園 1、卒退園後のST、OT訓練 1)

Q ⑤ (日常生活で) 困っていることはありますか？それはどんなことでしょうか？

- A 困っていることがある 16
- 〈その理由〉
- ・育児面 6 (雨の日に遊ぶ場所がない 1、体重が重くて世話が大変 1、
育児に関する悩み 4)
- ・預ける場所がない 7 (きょうだいの学校や園の行事、保護者会などの時 2、緊急保護
の場所が少ない 3、保育園の障害者枠に人数制限がある 1、障害
児が病気などの時、きょうだいを預ける場所がない 1)
- ・その他 3 (幼稚園の行事に行けないことがある 1、手帳がもらえない 1、
医療補助の制限がある 1)

Q ⑥ 市は財政難を理由にしたピノキオ幼稚園の業務見直し(民間委託等について)が検討されてますが、どう思われますか？

- A ・民間委託には反対 12 (全員)

**Q ⑦ もし、お子さんに保育の場が確保されるとしたら、社会に出たい（就労したい）と思
いますか？ 就労したいという場合、その理由はどんなことでしょうか。**

- A ・現在、働いている 1（我が子を親に預けて）
・就労したい 6（働きたい3、短時間でも働きたい2、将来的に1）
・その他 5（仕事はしなくても、預けるところがあればその時間をいろいろな
ことに使いたい1、就労の機会があったときに考える2、現時点
では考えていない1、質問の意味がわからない1）

〈その理由〉

- ・経済的なこと 4
・社会に出たい（自分の生き甲斐を求めて） 2

Q ⑧ フリー（自由記述）（お父さんやその他ご家族の方のご意見・ご感想なども）

- A ・ピノキオの充実 5（いろいろな面でさらなる充実2、2歳以下も入園を希
望1、交流を増やしてほしい1）
・障害児を持つ親の思い、願い 3
・市への要望 2

我が子のピノキオ幼稚園時代を振り返って：資料・69より抜粋

Q ① ピノキオ幼稚園に在籍していたのは、いつですか？

※ ただし、平成17年回答分のみ

- A ・昭和50年～53年 ・昭和62年～平成1年
・ // 52年～就学まで ・ // 63年～平成5年
・ // 53年～56年 ・平成3年～7年
・ // 54年～57年 ・ // 4年～6年（2件）
・ // 57年～59年 ・ // 5年～7年
・ // 57年～61年 ・ // 7年～8年
・ // 58年～60年（2件） ・ // 7年～9年
・ // 61年～63年（2件）

Q ② お子さんの障がいの種類は何ですか？

※子どもの持つ障害は、ひとつとは限らないため、下記の回答は障害の種類ごとにカウントした

- A ・脳性まひ 6 ・発達遅滞（多動性含む） 2
・ダウン症 8 ・広汎性発達障がい 2
・自閉症 5 ・硬膜下血腫による左半身麻痺 1
・知的障害 6 ・四肢体幹機能障害 1

Q ③ ピノキオ幼稚園のことは何処で知りましたか？

- A ・先輩のお母さんから 4 ・おもちゃライブラリー 3
・知人から 2 ・学芸大学（発達障害相談） 2
・「手をつなぐ親の会」 1 ・病院（都立製肢療護園） 1

・市役所（発達相談など）	6	・多摩療育園	1
・小金井保健所（保健センター）	6	・愛の園保育園	1
・児童相談所	1	・不明	1

Q ④ ピノキオ幼児園に通うことを決めた理由をお聞かせください

A	・市役所（または保健所）に勧められた	3
	・先輩のお母さんから体験談を聞いて	1
	・見学をした際、先生の熱心さに感動した、あるいは教育方針に共感した	6
	・障害児教育専門の教育を受けた方の指導が受けられる	4
	・機能訓練や言語訓練が行われる	10
	・けやき保育園との交流がある	2
	・自宅から近い（地域で育てたい）	3
	・障害児専門の幼児園を他に知らなかった（市内には他になかった）	7

Q ⑤ ピノキオ幼児園に通って、お子さんにはどのような変化がありましたか？

A	・笑顔が多くなった
	・機能訓練、生活自立支援によって食事・排泄・衣服の着脱などができるようになった
	・“こだわり”が軽減し、人とのコミュニケーションが図れるようになった
	・知能面、機能面ともに成長した

Q ⑥ ピノキオ幼児園時代を振り返った時、ピノキオ幼児園に感じたことはありますか？

（良い点や、ここが変わればもっと良くなるなど、気づいた点は何でも）

A	（良い点）
	・障害の種類を問わず受け入れてくれる
	・ひとりひとりに合った個人指導
	・機能訓練が受けられる
	・障害を持つ子の親のコミュニケーションの場
	・バスでの送り迎え
	・子どもに合わせて工夫された給食
	・職員の方々による、愛情深い指導
	・けやき保育園との交流

Q ⑦ ピノキオ幼児園を退園された理由は何ですか？（退園者のみ）

A	・隣の「けやき保育園」に移った
	・（親が）仕事を持ったため、より長時間預かってもらえる保育園に移った
	・週3日しか登園日がなく、生活リズムがつくりにくかったため
	・小学校に入るまでに、健常児と統合された生活（統合保育）を送りたかったから

Q ⑧ ピノキオ幼児園在籍時と退園後を比較しての感想を教えてください（退園者のみ）

A	・とくに変わりなし
	・退園後はOT、STが受けられなくなったので、大変だった

平成17年12月9日

小金井市児童福祉審議会会長
橋本 治 祚 様

小金井市学童保育連絡協議会
会長 文 弘樹

小金井市学童保育所の今後のあり方に関する要望書

時下、橋本様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴審議会におかれましては、学童保育事業の審議につき多大なるご尽力を賜り誠にありがとうございます。554世帯の学童保育所の利用者を代表いたしまして心より御礼申し上げます。

これまでの小金井市の学童保育事業は、待機児童がいないことをはじめとして、利用者への福祉サービスという面でとても充実しております。また、地域の教育力の向上、少年非行の防止、安心して暮らせるまちづくりなど、市民生活のさまざまな面に貢献しており、小金井市全体のプラスイメージづくりに大いに役立っていると考えられます。

現在、貴審議会において、学童保育事業の民間委託化を含め、今後の学童保育所のあり方が審議されております。しかしながら、市からは現在のところ、委託後の学童保育サービスの内容や水準が具体的に示されておられません。そのため、利用者の間では、委託化された後の学童保育サービスの内容や、現行のサービス水準が維持されるかどうかなどについて、大きな不安が広がっております。

そこで、利用者の不安を解消するとともに、今後の小金井市における学童保育サービスのあり方について利用者の意見を答申に反映させていただくために、私ども小金井市学童保育連絡協議会では、下記の要望を貴審議会に提出させていただくことといたしました。

利用者の不安をご察しいただき、是非とも、下記の私ども利用者の要望を、今後の審議会での審議および答申に反映させていただきたくお願い申し上げます。

記

- 1、現在の小金井市学童保育サービスの水準・内容を今後も維持ないし向上させて下さい。
- 2、今後の小金井市における学童保育サービスの内容・水準に関して、市として具体的な「運営基準」を策定して下さい。この「運営基準」は、私ども小金井市学童保育連絡協議会が作成した別添の「小金井市運営基準(案)」を反映したものにして下さい。
- 3、私どもは、委託そのものには反対するものではありませんが、委託された場合を含め、今後の小金井市における学童保育サービスの具体的内容が市から示された後でなければ、その是非を利用者として判断することはできません。したがって、平成19年度からの委託化計画は時期尚早だと判断せざるを得ませんので、見送っていただきたいと存じます。
- 4、小金井という地域に相応しい今後の学童保育事業の運営・実施のあり方を、小金井市、サービスの利用者、サービス提供に直接携わる関係者、および市民等が協力しながら検討していくための体制(組織)を整備して下さい。

利用者の望む小金井市学童保育のありかた

—小金井市学童保育所運営基準(案)—

平成17年12月9日
小金井市学童保育連絡協議会

はじめに

将来的な見通しの立ちにくいこの時代にあつて、財政問題と市の将来を担う人材を守り育てることは切り離して考えるべきである。青少年育成のための市の投資は惜しむべきではなく、また利用者の適正な負担も十分吟味されねばならない。保育行政は財政構造の「無駄」と見なされるべき分野ではなく、むしろ地域の教育力の向上や青少年の非行・虐待対策として、また小金井市の地域力を高めるなど未来の公益に直結する事業として、資金を積極的に投入すべき分野である。昨今、少子化が深刻に懸念される一方で、共働き家庭や一人親家庭は増加しつつあり、公的保育の需要は着実に増加している。小金井市の未来を見据えた保育行政の充実が現在の重要課題のひとつであり、その内容的指針の一例として、利用者から見た学童保育のあるべき姿を学童保育サービスの基準として以下に示す。

1. 全体

(1) 設置

- ・小金井市は、この基準に則した学童保育所を設置する。

(2) 目的

- ・保護者の就労や疾病などの事情により保育のできない家庭の児童を受け入れ、適切な遊びや指導のもとで児童の健全な成長と発達を促す。
- ・保護者の仕事と子育ての両立を支援する。
- ・運営に当たっては児童の安全・健康と保護者の安心を最優先とする。

(3) 対象児童

- ・保護者の就労や疾病などの事情によって、家庭保育のできない小金井市在住の公・私立小学校1年～3年(注1)を対象とする。
- ・事前に保育園児童等の入所希望調査を行い、希望者の全員入所を原則とする。
- ・障害児(障がい児)については「6. 障害児(障がい児)対応」を参照。

(4) 入所期間

- ・3年(注2)とする。中途入退所を認める。

(5) 定員

- ・60名(注3)とする。ただし希望者全入とするため1割程度の超過を認める。

(6) 開所日時

- ・平日: 学校終業時間～19:00(注4)とする。
- ・学校休業日: 8:30～19:00(日曜・祝祭日・年末年始12/29～1/3を除く)(注5)とする。

(7) 育成料

- ・学童保育事業の実施に必要な経費は小金井市の責任で措置することが基本であるが、利用者の負担する部分については、利用者個々の負担能力も参考として、適正な受益者負担原則に配慮する。

2. 施設

(1) 設備

- ・育成室、静養室(注6)、台所、事務室、児童個人用ロッカー、トイレ(注7)、手洗い場、温水シャワー、倉庫、冷暖房、換気扇、玄関(注8)、避難口、手洗い場・砂場・

樹木(注9)を備えた庭(注10)などを設置する。

(2)備品

- ・給湯器、冷蔵庫、食器棚、食器、電話、ファクシミリ、パソコン(注11)、机、椅子、
図書、拡声器、遊具(注12)などを配置する。

(3)面積

- ・保育室のみで児童1人あたり有効面積 1.65 m²以上(注13)を確保する。

(4)防災

- ・耐震・耐火設備、通報設備、消火設備、避難設備を設置し、また建物・設備の定期的メンテナ
ンス(注14)を実施する。

3. 指導員

(1)体制

- ・正規職員を核とし、児童の増加に応じて非常勤職員・臨時職員を加配する。

(2)配置

- ・児童40人につき正規職員2名とする。児童40人を超える場合非常勤職員1名、50人
を超える場合さらに臨時職員1名を配置する。
- ・職員の配置は、子どもが安心して過ごせることを基本とし、業務の継続性と安定性に配
慮する。
- ・指導員の配置についてはベテランを確保し、男女構成・年齢構成のバランスに配慮する。

(3)雇用条件

- ・正規職員が安心して長期間勤務(注15)できる待遇を確保する。
- ・非常勤職員は年間契約とし、無期限で更新できる。また、非常勤職員についても経験年
数に応じた昇給を認める。
- ・臨時職員は半年契約とするが、本人および利用者の希望により1年まで雇用延長を認め
る。

(4)勤務形態

- ・正規職員は8:45～18:15までの間において、1週間あたり40時間勤務するものとし、
その割り振りは、業務の実情に応じて所属長が定める。
- ・非常勤職員は週5日、30時間を超えない範囲において、任命権者の定めるところによ
り勤務する。
- ・臨時職員は1週間あたり40時間を超えない範囲において勤務する。

(5)資格

- ・正規職員、非常勤職員、臨時職員は、次のいずれかに該当すること。
 - 1)保育士、幼稚園教諭、小学校等教諭の資格を有する者
 - 2)児童福祉施設の職員養成学校を卒業した者
 - 3)大学または専門学校などで福祉教育を受け、社会福祉士または社会福祉主事の資格を
有する者
- ・また、職員は定期的に必要な研修に参加する。

(6)その他

- ・指導員は保育に対して熱意と確かな考えを持ち、個々の児童を尊重し、児童や利用者
と信頼関係を築くよう努める。
- ・指導員の仕事内容にはマニュアル化できない部分が多いため、継続雇用による「経験の
蓄積と伝承」を重視する。
- ・指導員は児童にとって「親代わり」であり、児童に対して細やかで暖かい配慮を要する。

- ・非常勤職員や臨時職員を再雇用する場合、利用者の意見を尊重する。
- ・指導員の保育内容や利用者との信頼関係に問題が生じた場合は、利用者と共に十分な協議・検討を行い、適切に対処する。

4. 管理

(1) 安全

- ・十分な傷害・対物保険への加入、登降所・保育中の安全確保(注 16)、緊急時の対応と連絡体制の整備、学期1回以上の定期的防災訓練の実施、危険箇所の把握・注意・周知などを要する。

(2) 健康

- ・心身状態の観察・把握と迅速かつ細やかな対応、救急用品の配備と日常的確認、必要に応じた受診付き添い、必要に応じて昼寝(夏期など)や休息を与えることなどを要する。

5. 保育

(1) 年間・月間計画

- ・学校行事との関係、保護者との関係、学校行事と生活との関連に配慮する。

(2) 準備

- ・児童の登所までに打ち合わせ等十分な保育準備時間(注 17)をとる。非常勤職員も打ち合わせに参加する。

(3) 保育内容

- ・異年齢集団ならではの集団活動の重視と個性の尊重(注 18)のバランスに配慮する。
- ・自由度を確保(注 19)し、安らげる場を提供する。また、自立性・自主性を尊重する。
- ・学年に応じた指導および基本的集団生活ルールの指導を重視する。また、けんか、いじめなど人間関係のトラブルに適切に対応する。
- ・年齢、男女、個性のバランスに留意した班作りを行う。
- ・学童ならではの遊び(剣玉、コマ、ドッジボール、工作など)を維持する。
- ・行事へ積極的に取り組み(注 20)、年間行事(注 21)を実施する。また、係活動の指導を行う。
- ・土曜保育(少人数ならではの内容)および、学校休業日の1日保育を充実する。

(4) おやつ

- ・育成料の範囲で、児童の健康・発育に留意したものを(注 22)提供する。
- ・お菓子より補食を重視する。また、アレルギー体質児童については個別対応を行う。

(5) 連絡帳

- ・適切かつ迅速に対応する。

(6) おたより

- ・週1回以上発行する(注 23)。

(7) 他学童との連携

- ・児童の交流、定期的連絡・情報交換を行い、緊急時の支援体制を整備する。また、全国レベルで他地域との情報交換を行うことが望ましい。

(8) 保護者との関係

- ・年間3回以上の保護者会や、学期1回の個人面談を通じた率直な意見交換や相談を行う。
- ・保護者の保育参観を随時可能とする。

6. 障害児(障がい児)対応

(1) 受入れ

- ・すべての学童保育所で受け入れる。

(2) 入所対象

- ・小金井市在住の公・私立小学校1年～4年(注24)の障害(障がい)児童(注25)を対象とする。

(3) 設 備

- ・上記「2. 施設」に加え、バリアフリー対策をとる。

(4) 指導員

- ・障害児(障がい児)1名につき臨時専門職員1名を配置する。保育士等の資格を要し、障害児教育に関する専門知識をもつ者とする。

(5) 保育内容

- ・他の児童同様の集団保育を基本とするが、場合に応じて個別対応を要する。

(6) その他

- ・障害児(障がい児)対応に必要な経費は、障害児(障がい児)福祉予算からの支出とする。また、健常児と同様に、適正な受益者負担原則に配慮する。

7. 学校・地域との関連

(1) 情報交換

- ・定期的連絡・懇談などによって相互理解・共通認識を深め、学校との日常連絡(注26)体制を整備する。また、学校行事への指導員の参加が望まれる。

(2) 安全体制

- ・登降所・緊急時の学校との連携体制を確立する。また、近隣住民の支援を求める(注27)。
- ・警察と学校との三者連携(情報交換、見回り等)体制を整備する。

8. 監督体制

(1) 視 察

- ・学童保育所設置者(または第三者機関)は定期的に保育状況の視察を行ない、また職員・利用者の意見を求め、これに適切な対応をする。

(2) 点検表

- ・学童保育所設置者(または第三者機関)は半年毎に点検表を用いて学童の運営状況を監督し、その評価のために利用者の代表を加えた「評価委員会」を設置する。また、評価の結果、不備のある場合は迅速に改善する。

9. 保護者会(父母会)

- ・保護者会の存在を前提とし、学童保育所設置者および指導員はこれと密な情報交換を行う。
- ・指導員は保護者会活動・行事に対して協力・参加するよう努める。
- ・指導員は保護者会と共に年間保育計画を検討し、学童と保護者会による共催行事を積極的に実施する。
- ・保護者はよりよい学童保育の実現に向け、積極的に指導員と協働する。

10. その他

- ・小金井市は相談窓口を設け、利用者および市民の意見を迅速・適切に検討し、フィード

バックする体制を確保する。

- ・学童保育事業の適切なあり方を検討するため、小金井市、利用者、市民などで構成する常設の組織を設置する。

注

- 1) 社会環境の悪化しつつある今日、児童の放課後の安全など、利用者のニーズを考慮すると6年までが望ましい。
- 2) 注1と同じ。
- 3) 正規職員2名で十分な保育を行なう場合、理想としては一所40名が適正である。
- 4) 現状では18:00だが、19:00までの保育を要する利用者が増加しつつある。
- 5) 現状では9:00～18:00だが、8:30～19:00の保育を要する利用者が増加しつつある。特に8:30開所を望む声は多い。
- 6) 静かに横になって休息できる場、宿題などができる場を含む。
- 7) 男女別であること。また複数の便器を要する。
- 8) 下駄箱・傘置きを含む。
- 9) 自然環境の衰退しつつある現状では、木登り遊びのできるものが望ましい。
- 10) 走り回っても安全に遊べる広さを要する。
- 11) 日中の保護者への緊急連絡などのため、ネットワーク接続を要する。
- 12) 各種ボール、一輪車、剣玉、こま、竹馬、フラフープ、飛び縄など。
- 13) 現状は学童保育所によって差はあるが、安全な保育を保証するために必要な広さを確保する。
- 14) 最低年1回以上行うよう努める。
- 15) 保育経験の継続的蓄積を考慮すると、最低でも5～10年以上を要する。
- 16) 登所確認、集団降所を含む。
- 17) 情報交換や保育準備のため、2時間以上を要する。
- 18) 個別対応し、主張に耳を傾けることが必要である。
- 19) 宿題などの勉強時間については更なる検討を要するが、あくまで集団保育を前提とする。
- 20) 準備、記念品製作(剣玉認定証、誕生日カード、卒所文集など)作業を含む。
- 21) 入所説明会、新入生歓迎会、誕生会、所外保育(一日保育日の遠足など)、お楽しみ会、水泳、ドッジボール大会、卒所を祝う会など。
- 22) なるべく手作りのおやつを提供することが望ましい。市販品でも添加物には特に注意する。手作りに児童もなるべく参加させる。季節感のあるものを提供する。
- 23) 遊びや児童の様子その他、防災訓練などなるべく詳細な情報を、個人情報に配慮しつつ保護者に伝える。
- 24) 利用者のニーズを考慮すると1年～6年が望ましいが、このためには設備および職員体制を十分検討し、大幅に改善することが必須である。
- 25) 知的障害3度～4度、身体障害5級～7級を目安とするが、障害児(障がい児)および健常児の保安と育成について、職員対応が適正に行われることを前提とする。
- 26) 日々の体調・学校での居残りなどの情報を迅速に伝える。
- 27) 必要に応じて自治会や民生委員による降所見守りなどを要請できる関係を構築する。

参 考[保育内容の具体例]

【遊び】 剣玉、コマ、メンコ、ベーゴマ、一輪車、フラフープ、泥だんごデスマッチ、各種鬼ごっこ、各種かくれんぼ、各種じゃんけんゲーム、Sケン、しっぽとり、陣取り、だるまさんがころんだ、各種ドッジボール、野球、サッカー、木登り、基地作り、石けり、戦いごっこ(チャンバラ)、ゴム段、凧揚げ、リレー、ビンゴ、お手玉、折り紙、ままごと、トランプ、積み木、工作、将棋、ブロック、おやつ作り、遠足など、その他「小金井の学童保育」を参照。

【手作りおやつ】 おにぎり、お好み焼き、焼きそば、たきこみ御飯、豚汁、味噌汁、そうめん、カレーライス、スパゲッティ、パウンドドッグ、フレンチトースト、ホットケーキ、手作りパン、チーズじゃがいも、スープ、果物、かき氷、白玉、団子、べっこうあめ、フルーツポンチ、ゼリー、ヨーグルト、手作りケーキなど、その他「小金井の学童保育」を参照。